



熊本県公報

号外 第13号
令和6年(2024年)
3月11日(月)
(毎週 火・金発行)

目 次

○熊本県会計年度任用職員の給与等に関する条例及び熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	(人事課)	5
○熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	(〃)	6
○熊本県手数料条例の一部を改正する条例	(財政課)	6
○熊本県財産条例の一部を改正する条例	(財産経営課)	8
○熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	(市町村課)	9
○熊本県税条例の一部を改正する条例	(税務課)	9
○熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例	(デジタル戦略推進課)	9
○熊本県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例	(高齢者支援課)	12
○熊本県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例を廃止する条例	(〃)	33
○熊本県女性相談センター条例等の一部を改正する条例	(子ども家庭福祉課)	33
○熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例	(〃)	33
○熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例	(障がい者支援課)	41
○熊本県病院及び診療所の人員、施設等の基準に関する条例の一部を改正する条例	(医療政策課)	52
○熊本県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例	(労働雇用創生課)	52
○熊本県漁港管理条例等の一部を改正する条例	(漁港漁場整備課)	53
○熊本県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	(道路保全課)	54
○熊本県都市公園条例の一部を改正する条例	(都市計画課)	57
○熊本県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	(下水環境課)	58
○熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例	(港湾課)	59
○熊本県公立学校情報機器整備基金条例	(教育政策課)	61
○熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	(人事課)	62

本号で公布された条例のあらまし

- ◇熊本県会計年度任用職員の給与等に関する条例及び熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 1 熊本県会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正【第1条】
会計年度任用職員に支給する給与の種類に勤勉手当を追加することとした。(第2条関係)
 - 2 熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部改正【第2条】
(1) 会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給することに伴う所要の規定の整備を行うこととした。(第7条、第8条関係)
(2) その他規定の整理を行うこととした。(附則第3項、附則第4項関係)
 - 3 この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。ただし、2(2)は、公布の日から施行することとした。
 - 4 人事委員会規則への委任を規定することとした。(附則第2項関係)
- ◇熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 1 動物愛護センターの設置等に伴い、狂犬病防疫作業手当の支給対象の見直しを行うこととした。(第25条の13関係)
 - 2 この条例は、公布の日から施行し、改正後の熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和6年3月1日から適用することとした。

◇熊本県手数料条例の一部を改正する条例

- 1 新たに手数料を設けることとしたもの
電気工事業届出証明書交付手数料(第2条関係) 1通につき 400円
- 2 新たに手数料の対象に加えることとしたもの
(1) 移動式製造設備のみを使用して高圧ガスを製造する者であって、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく充てん設備の許可を受けたものに係る高圧ガス製造許可申請手数料(第2条関係) 6,000円
(2) 附票本人確認情報の開示に係る手数料(第2条関係) 10円
- 3 手数料の額を改定することとしたもの
(1) 危険物取扱者試験手数料(第2条関係) 6,600円ほかから7,200円ほかに改定
(2) 危険物取扱者講習受講手数料(第2条関係) 4,700円から5,300円に改定
(3) 消防設備士試験手数料(第2条関係) 5,700円ほかから6,600円ほかに改定
(4) 猟銃操作射撃技能講習受講手数料(第2条関係) 12,700円から14,000円に改定
- 4 手数料を廃止することとしたもの
(1) 火薬類譲渡許可申請手数料(第2条関係)
(2) 火薬類譲受許可申請手数料(第2条関係)
(3) 警備業認定証再交付申請手数料(第2条関係)
(4) 警備業認定証書換申請手数料(第2条関係)
(5) 指定介護療養型医療施設指定更新申請手数料(第2条関係)
(6) 自動車運転代行業認定証再交付手数料(第2条関係)
(7) 自動車運転代行業認定証書換え手数料(第2条関係)
(8) 探偵業届出証明書交付手数料(第2条関係)
(9) 探偵業変更届出証明書交付手数料(第2条関係)
(10) 探偵業届出証明書再交付手数料(第2条関係)
- 5 所要の規定の整理を行うこととしたもの
(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴うもの(第2条、別表第10の2、別表第26の11の2、別表第26の11の3、別表第26の12一別表第26の14関係)
(2) 警備業法の一部改正に伴うもの(第2条関係)
(3) その他規定の整理(第2条、別表第13関係)
- 6 高圧ガス保安法の一部改正を踏まえた規定の整備を行うこととした。(第2条関係)
- 7 職業能力開発促進法施行令の規定に基づく技能検定試験に係る手数料の軽減対象者を見直すこととした。(第2条関係)
- 8 この条例は、次の(1)から(4)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(1)から(4)までに定める日から施行することとした。
(1) 1、4(1)及び(2)、5(3)の一部、6並びに10の一部 公布の日
(2) (1)、(3)及び(4)以外 令和6年4月1日
(3) 3(1)から(3)まで 令和6年5月1日
(4) 2(2) 公布の日又は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律附則第1条第10号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日
- 9 所要の経過措置を定めることとした。
- 10 手数料の新設等に伴い、熊本県収入証紙条例の関係規定を整理することとした。(附則第3項関係)

◇熊本県財産条例の一部を改正する条例

- 1 行政財産である土地に地下埋設物を設置する場合の使用料の額を改定することとした。(別表関係)
- 2 この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。
- 3 所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

- 1 県内の市町村長その他の執行機関に対して県が本人確認情報を提供する事務から、農地法による同法第32条第1項又は第33条第1項の利用意向調査に関する事務であって規則で定めるものを削除することとした。(別表第1関係)
- 2 本人確認情報を利用する県の事務から、児童福祉法による同法第50条第6号の2、第7号又は第7号の3に規定する費用の徴収に関する事務であって規則で定めるものを削除することとした。(別表第2関係)
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県税条例の一部を改正する条例

- 1 令和元年9月30日以前に初回新規登録をした自家用の乗用車のうち、ロータリー・エンジンを搭載するものに対して課する自動車税の種別割について、総容積（一の作動室の容積にローターの数を乗じて得た容積をいう。）に1.5を乗じて得た数値を総排気量とみなして、税率区分を適用することとした。（附則第9条の2関係）
- 2 この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。
- 3 所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報等の提供等に関する条例の一部を改正する条例

- 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。（第2条、別表第2、別表第3関係）
- 2 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行することとした。

◇熊本県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

- 1 次の9条例について、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正等を踏まえ、関係規定を整備することとした。
 - (1) 熊本県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例【第1条】
 - (2) 熊本県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例【第2条】
 - (3) 熊本県軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例【第3条】
 - (4) 熊本県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例【第4条】【第5条】
 - (5) 熊本県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例【第6条】【第7条】
 - (6) 熊本県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例【第8条】
 - (7) 熊本県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例【第9条】
 - (8) 熊本県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例【第10条】
 - (9) 熊本県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例【第11条】
- 2 この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。ただし、1(4)の一部及び1(5)の一部は、同年6月1日から施行することとした。
- 3 所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例を廃止する条例

- 1 熊本県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例を廃止することとした。
- 2 この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。

◇熊本県女性相談センター条例等の一部を改正する条例

- 1 次の4条例について、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行を踏まえ、関係規定を整備することとした。
 - (1) 熊本県女性相談センター条例【第1条】
 - (2) 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例【第2条】
 - (3) 熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例【第3条】
 - (4) 熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例【第4条】
- 2 この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。

◇熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

- 1 次の6条例について、児童福祉法の一部改正等を踏まえ、関係規定を整備することとした。
 - (1) 熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例【第1条】
 - (2) 熊本県こども総合療育センター条例【第2条】
 - (3) 熊本県看護師等修学資金貸与条例【第3条】
 - (4) 熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例【第4条】
 - (5) 熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例【第5条】

- (6) 熊本県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例【第6条】
- 2 この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。ただし、1(5)の一部及び1(6)の一部は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第104号)附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行することとした。
- 3 所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

- 1 次の4条例について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正等を踏まえ、関係条例を整備することとした。
- (1) 熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正【第1条】【第2条】
- (2) 熊本県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正【第3条】
- (3) 熊本県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正【第4条】【第5条】
- (4) 熊本県障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正【第6条】
- 2 この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。ただし、1(1)の一部及び1(3)の一部は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第104号)附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行することとした。
- 3 所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本県病院及び診療所の人員、施設等の基準に関する条例の一部を改正する条例

- 1 病院における栄養士に係る配置基準を栄養士及び管理栄養士に係る配置基準とすることとした。(第6条関係)
- 2 この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。

◇熊本県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例

- 1 施設の使用の許可、使用の許可の基準及び使用の許可の取消し等に関する規定を定めることとした。(第6条一第8条関係)
- 2 施設の使用料及び使用料の減免に関する規定を定めることとした。(第9条、第10条、別表関係)
- 3 施設を毀損した場合の損害賠償に関する規定を定めることとした。(第11条関係)
- 4 この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。

◇熊本県漁港管理条例等の一部を改正する条例

- 1 次の3条例について、漁港漁場整備法の一部改正等に伴い、関係規定を整理することとした。
- (1) 熊本県漁港管理条例【第1条】
- (2) 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例【第2条】
- (3) 熊本県一般海域管理条例【第3条】
- 2 この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。

◇熊本県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

- 1 道路を占用する場合の占用料の額を改定することとした。(別表関係)
- 2 道路法施行令第7条第14号に掲げる施設(防災拠点自動車駐車場に設ける備蓄倉庫、非常用電気等供給施設等)に係る道路の占用料を定めることとした。(別表関係)
- 3 この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。
- 4 所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本県都市公園条例の一部を改正する条例

- 1 都市公園を占用する場合の使用料の額を改定することとした。(別表第1関係)
- 2 この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。
- 3 所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

- 1 地方公営企業法に基づき、公共下水道事業を設置することとした。(第1条、第3条関係)
- 2 公共下水道事業に地方公営企業法に定める財務規定等を適用することとした。(第4条関係)
- 3 公共下水道事業の経営の基本に関する事項等を定めることとした。(第5条一

- 第9条関係)
- 4 公共下水道の設置、構造及び管理について必要な事項を定めることとした。(第1条、第5条、第10条、第14条―第19条関係)
 - 5 この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。ただし、4は同日又は下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項の規定による公共下水道の事業計画を定めた日のいずれか遅い日から施行することとした。

◇熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例

- 1 臨港地区内の道路に工作物、物件又は施設を設け、継続的に当該道路を使用する場合の使用料の額を改定することとした。(別表第2関係)
- 2 この条例は、令和6年5月1日から施行することとした。
- 3 所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本県公立学校情報機器整備基金条例

- 1 熊本県公立学校情報機器整備基金(以下「基金」という。)の設置及び運営に関し、必要な事項を定めることとした。
 - (1) 基金の設置について定めることとした。(第1条関係)
 - (2) 基金として積み立てる額について定めることとした。(第2条関係)
 - (3) 基金に属する現金の保管について定めることとした。(第3条関係)
 - (4) 基金の運用から生ずる収益の処理について定めることとした。(第4条関係)
 - (5) 基金の運用について定めることとした。(第5条関係)
 - (6) 基金の処分について定めることとした。(第6条関係)
 - (7) その他基金の管理に関し必要な事項は、知事が定めることとした。(第7条関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。その効力を失うこととした。ただし、同日までに実施された事業に係る精算については、同年6月30日(同日前に当該精算が完了した場合にあっては、当該精算が完了した日)までの間は、なおその効力を有することとした。(附則第2項関係)
- 4 この条例の失効の際現に基金に残余財産があるときは、当該残余財産の額に相当する金額を予算に計上して、国庫に納付することとした。(附則第3項関係)

◇熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

- 1 遠隔地水上警戒作業が夜間に及んだとき、又は当該作業が夜間に行われたときは、現行の遠隔地水上警戒作業に係る手当の額にその100分の50に相当する額を加算した額を支給することとした。(別表関係)
- 2 船舶警ら等作業に係る手当の額を増額する改定を行うこととした。(別表関係)
- 3 この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。

条 例

熊本県会計年度任用職員の給与等に関する条例及び熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和6年3月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第1号

- 熊本県会計年度任用職員の給与等に関する条例及び熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
(熊本県会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)
- 第1条 熊本県会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年熊本県条例第3号)の一部を次のように改正する。
第2条第1項及び第3項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。
(熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部改正)
- 第2条 熊本県職員等の育児休業等に関する条例(平成4年熊本県条例第14号)の一部を次のように改正する。
第7条第2項中「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。))を除く。)」を削る。
第8条中「会計年度任用職員」を「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。))」に改める。
附則に次の2項を加える。
(一般職給与条例附則第12項等の規定が適用される育児短時間勤務をしている職員等に関する読替え)
- 3 育児短時間勤務をしている職員に対する一般職給与条例附則第12項、県立学校職

員給与条例附則第14項又は市町村立学校職員給与条例附則第9項の規定の適用について、これら（）に規定する勤務時間を除き、乗じて得た額とする。この場合、同項の適用については、同条中「第19条まで」とあるのは、「第19条まで」とする。

4 育児休業法第17条の規定による勤務をしている職員が一般職給与条例附則第12項、県立学校職員給与条例附則第9項の規定の適用を受ける場合は、同条中「第19条まで」とあるのは、「第19条まで及び附則第3項」とする。

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条中熊本県職員等の育児休業等に関する条例附則に2項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和6年3月11日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第2号

熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年熊本県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第25条の13第1項中「保健所」の次に「若しくは動物愛護センター」を、「勤務する職員」の次に「又は狂犬病の防疫に従事する職員のうち知事が定めるもの」を加える。

附則
この条例は、公布の日から施行し、改正後の熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和6年3月1日から適用する。

熊本県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和6年3月11日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第3号

熊本県手数料条例の一部を改正する条例
熊本県手数料条例（平成12年熊本県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第82号ア中「6,600円」を「7,200円」に改め、同号イ中「4,600円」を「5,300円」に改め、同号ウ中「3,700円」を「4,200円」に改め、同項第83号中「4,700円」を「5,300円」に改め、同項第86号ア中「5,700円」を「6,600円」に改め、同号イ中「3,800円」を「4,400円」に改め、同項第152号及び第153号を次のように改める。

(152) 及び (153) 削除

第2条第1項第180号及び第182号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同項第262号中「応じた額」の次に「（同項第1号に該当する者であつて、当該許可に係る液化石油ガスの製造のための設備として移動式製造設備（高圧ガスの製造のための設備で移動することができるとして設計したものを用い、別表第13から第15までにおいて同じ。）の保ちを確保して高圧ガスの製造をするもの（当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の使用及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第37条の4第1項の許可を受けた者に限る。）の高圧ガスの製造の許可の申請に係る審査にあつては、6,000円）」を加え、同項第266号中「（昭和42年法律第149号）」を削り、同項第363号の2中「12,700円」を「14,000円」に改め、同項第492号の2中「第30条の32第2項」の次に「（同法第30条の44の12において準用する場合を含む。）」を、「基づく本人確認情報」の次に「（同法第30条の41第1項に規定する附票本人確認情報を含む。）」を加え、同項第502号中「又は第3項」を「若しくは第3項又は同法第39条の2第1項」に、「の合計額」を「との合計額」に改め、同項第532号ア中「(ア)から(エ)まで」を「(ア)から(オ)まで」に改め、同号ア(ア)中「(エ)」を「(オ)」に改め、同号ア(エ)中「実施日が」を「実施日の」に、「25歳」を「23歳」に改め、「であり、かつ、受検の申請の日において雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者」を削り、「出入国管理及び難民認定法」を「入管法」に改め、同号ア(エ)を同号ア(オ)とし、同号ア(ウ)中「(エ)」を「(オ)」に改め、同号ア(ウ)を同号ア(エ)とし、同号ア(イ)中「2級又は」を削り、「25歳」を「23歳」に、「出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）」を「入管法」に、「(エ)」を「(オ)」に改め、同号ア(イ)を同号ア(ウ)とし、同号ア(ア)の次に次のように加える。

(イ) 実技試験の3級を受けて23歳未満である受検者（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）以下この号において「入管法」という。）別表第1の上欄の在留資格をもつて在留する者並びに(ウ)及び(オ)に掲げる者を除く。） 1職種につき 13,700円

第2条第1項第550号の次に次の1号を加える。
 (550)の2 電気工事業の業務の適正化に関する法律第34条第4項の規定に基づく届出があったことの証明書の交付
 電気工事業届出証明書交付手数料 1通につき 400円

第2条第1項第571号を次のように改める。
 (571) 削除

第2条第1項第572号中「認定証の」を「認定の」に、「警備業認定証有効期間更新申請手数料」を「警備業認定有効期間更新申請手数料」に改め、同項第573号を次のように改める。
 (573) 削除

第2条第1項第621号の4及び第621号の5を次のように改める。
 (621)の4及び(621)の5 削除

第2条第1項第623号の13及び第623号の14を次のように改める。
 (623)の13及び(623)の14 削除

第2条第1項第624号から第624号の3までを次のように改める。
 (624)から(624)の3まで 削除

第2条第1項第625号ア(ア)、第625号の4の2、第625号の4の3、第625号の5、第625号の6及び第625号の7中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同項第625号の7の2中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

別表第10の2備考中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令」に改める。

別表第13の2の項中「(高圧ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。別表第14及び第15において同じ。)」を削る。

別表第26の11の2備考1中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、同表備考2中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令」に改める。

別表第26の11の3備考1中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、同表備考2中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令」に改める。

別表第26の12住宅部分(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下の表から別表第26の14までにおいて同じ。)の項及び非住宅部分(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下の表から別表第26の14までにおいて同じ。)の項並びに備考1中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

別表第26の13備考1及び8並びに別表第26の14備考1、2及び3(1)中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

附 則
 (施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条第1項第152号、第153号及び第502号の改正規定、同項第550号の次に1号を加える改正規定、次項の規定並びに附則第3項の規定(熊本県収入証紙条例(昭和39年熊本県条例第24号)別表第1手数料の項第144号及び第145号の改正規定並びに同項第498号の次に1号を加える改正規定に限る。) 公布の日

(2) 前号、次号及び第4号に掲げる規定以外の規定 令和6年4月1日

(3) 第2条第1項第82号、第83号及び第86号の改正規定 令和6年5月1日

(4) 第2条第1項第492号の2の改正規定 公布の日又は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)附則第1条第10号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にされている申請等に対する改正前の熊本県手数料条例第2条第1項に掲げる事務に係る手数料については、なお従前の例による。
 (熊本県収入証紙条例の一部改正)

3 熊本県収入証紙条例の一部を次のように改正する。
 別表第1手数料の項第144号及び第145号を次のように改める。
 144 及び145 削除
 別表第1手数料の項第498号の次に次の1号を加える。
 498の2 電気工事業届出証明書交付手数料
 別表第1手数料の項第518号から第520号までを次のように改める。
 518 削除

519 警備業認定有効期間更新申請手数料
 520 削除
 別表第1手数料の項第563号の10及び第563号の11を次のように改める。
 563 の10及び563 の11 削除
 別表第1手数料の項第564号の12及び第564号の13を次のように改める。
 564 の12及び564 の13 削除
 別表第1手数料の項第564号の30から第564号の32までを次のように改める。
 564 の30から564 の32まで 削除

熊本県財産条例の一部を改正する条例をここに公布する。
 令和6年3月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第4号

熊本県財産条例の一部を改正する条例
 熊本県財産条例（昭和39年熊本県条例第23号）の一部を次のように改正する。
 別表中備考以外の部分を次のように改める。
 別表（第7条関係）

区 分		使用料				
		単位	所在地			
			第1級地	第2級地	第3級地	第4級地
土地	電柱類を設置する場合	1年	電気通信事業法施行令（昭和60年政令第75号）第8条の規定の例により算定した額			
	電線その他これに類するものを電柱類に設置する場合（電柱類を設置する場合を除く。）	1年	電柱類を設置する場合の使用料の額の範囲内で知事が別に定める額			
	地下埋設物を設置する場合	外径が0.07メートル未満のもの 長さ1メートルにつき1年	27円	25円	23円	23円
			38円	36円	33円	32円
			58円	54円	50円	48円
			77円	72円	66円	64円
			120円	110円	99円	97円
			150円	140円	130円	130円
			270円	250円	230円	230円
			380円	360円	330円	320円
770円	720円	660円	640円			
その他の場合	1年	当該土地の台帳価格に100分の4を乗じて得た額に当該土地のうち使用させる部分の面積を乗じて当該土地の面積で除して得た額				
建物	1年	当該建物の台帳価格に100分の7を乗じて得た額と当該建物の建築面積相当の土地の使用料の額との合算額に当該建物のうち使用させる部分				

		の延べ面積を乗じて当該建物の延べ面積で除して得た額
その他	1年	土地又は建物に準じて知事が別に定める額

附 則

- この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第5号

熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

熊本県住民基本台帳法施行条例（平成14年熊本県条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表第1の7の項を削る。

別表第2中1の項を削り、2の項を1の項とし、3の項から22の項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第6号

熊本県税条例の一部を改正する条例

熊本県税条例（昭和29年熊本県条例第28号）の一部を次のように改正する。

附則第9条の2第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 第101条第3項の規定は、前項第1号の規定の適用を受ける自家用の乗用車について準用する。

附 則

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

2 改正後の附則第9条の2第2項の規定は、令和6年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第7号

熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例

熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例（平成27年熊本県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報」を「法第19条第8号に規定する利用特定個人情報」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

「災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助又は扶助金の支給に関する情報であって規則で定めるもの 児童福祉法による

小児慢性特定疾病医療費、療育の給付又は障害児入所給付費の支給に関する情報であつて規則で定めるもの

生活保護関係情報であつて規則で定めるもの

児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報であつて規則で定めるもの

母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による資金の貸付け又は給付金の支給に関する情報であつて規則で定めるもの

特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当、障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する情報であつて規則で定めるもの

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）による職業転換給付金の支給に関する情報であつて規則で定めるもの

国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であつて規則で定めるもの

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進

別表第2中 「法別表第2の26の項の第4欄に掲げる特定個人情報」を

に改める。

並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、支援給付、配偶者支援金又は一時帰国旅費の支給に関する情報であって規則で定めるもの

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）による手当等の支給に関する情報であって規則で定めるもの

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの

別表第3中

「法別表第2の26の項の第4欄に掲げる特定個人情報のうち教育委員会が保有するもの
特別支援学校への就学奨励に関する法律の趣旨に基づく特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁（同法による経費の支弁を除く。）に関する情報であって規則で定める

を

「特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報であって規則で定めるもの
学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
特別支援学校への就学奨励に関する法律の趣旨に基づく特別支援学校への就学のため必

に改め

もの」

要な経費の支弁（同法による
経費の支弁を除く。）に関する
情報であって規則で定める
もの」

る。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

熊本県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第8号

熊本県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

（熊本県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第1条 熊本県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年熊本県条例第66号）の一部を次のように改正する。

第10条 第2項第2号から第4号までを「第32条の4」に改める。

養護老人ホームの設置及び運営の基準に関する条例の一部改正
 養護老人ホームの設置及び運営の基準に関する条例(平成24年熊本県条例第68号)第2項及び第4項を削る。
 第12条第2項を同条第7項とし、同条第1項中「次条」を「以下この条及び次条」に改め、同項の次に次の5項を加える。
 2 軽費老人ホームは、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。
 (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、当該軽費老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
 (2) 当該軽費老人ホームから診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
 (3) 当該軽費老人ホームの医師又は協力医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
 3 軽費老人ホームは、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。
 4 軽費老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新興感染症又は同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
 5 軽費老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
 6 軽費老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となつた場合において、再び当該軽費老人ホームに速やかに入所させようとするときは、重要事項として、(以下この条において単に「重要事項」という。)を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。
 3 軽費老人ホームは、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。
 第36条第1項中「、交付」を削る。
 附則第6条第5項及び附則第14条第2項中「同一敷地内にある」を削る。
 (熊本県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改

正)
 第4条 熊本県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年熊本県条例第69号）の一部を次のように改正する。
 第7条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。
 第24条中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。
 (3) 指定訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないこと。
 (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
 第34条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。
 3 指定訪問介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。
 第42条第2項第1号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第4号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。
 (2) 第24条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 第44条ただし書及び第50条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。
 第54条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。
 (3) 指定訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。
 (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
 第58条第2項第1号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第4号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。
 (2) 第54条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 第61条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。
 第85条第5号中「指定居宅サービス等」の次に「（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。第257条第2号及び第275条第2号において同じ。）」を加える。
 第101条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。
 第105条中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。
 (3) 指定通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。
 (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
 第113条第2項第1号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第4号中「第111条の2第2項に規定する」を「第111条の3第2項の規定による」に改め、同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第4号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第3号と、同項第1号の次に次の1号を加える。
 (2) 第105条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 第116条中「同項第2号」を「同項第3号」に、「同項第3号」を「同項第4号」に改める。
 第134条ただし書及び第151条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。
 第157条第4項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を「身体的拘束等」に改め、同条中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。
 6 指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的

- (イ) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生
 活室に近接して一体的に設けること。ただし、一つのユニットの利用者の定員は、
 原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。また、
 (ウ) 一の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただ
 し、(ア)ただし書の場合にある場合は、21.3平方メートル以上とすること。
 (エ) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
- イ 共同生活室 次に掲げる基準に適合すること。属するものとし、当該ユニットの
 (ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの
 利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有
 すること。
 (イ) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属する
 ユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
 (ウ) 必要な設備及び備品を備えること。
- ウ 洗面設備 次に掲げる基準に適合すること。生活室ごとに適当数設けること。
 (ア) 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
 (イ) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。
- エ 便所 次に掲げる基準に適合すること。生活室ごとに適当数設けること。
 (ア) 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
 (イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使
 用するのに適したものとすること。
- (2) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
- 4 前2項に規定するもののほか、療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入
 所療養介護事業所の構造設備の基準は、次に掲げるとおりとする。
 (1) 廊下の幅は、1.8メートル(中廊下にある場合は、2.7メートル)以上とす
 ること。
 (2) 機能訓練室は、内法による測定で40平方メートル以上の床面積を有し、必要
 な器械及び器具を備えること。
- 5 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所に設ける第2
 項に規定する浴室並びに前項に規定する廊下及び機能訓練室は、専ら当該ユニット型
 指定短期入所療養介護事業所の用に供するものでない場合を除き、利用
 者に対する指定短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 6 第3項第1号イの共同生活室は、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)
 第21条第3号に規定する食堂とみなす。
- 7 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所には、ユニ
 ット及び洗面室を設ける必要はない。
- 8 前項に規定する設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定
 めるとおりとする。
 (1) ユニットの次にアからエまでに掲げる設備を設けるものとし、それぞれアから
 エまでに掲げる設備の区分に応じ、それぞれアからエまでに定める基準に適合する
 こと。
 ア 病室 次に掲げる基準に適合すること。ただし、利用者への指定短期入所
 (ア) 一の病室の定員は、1人とすること。ただし、利用者への指定短期入所
 療養介護の提供に必要と認められる場合は、2人とすること。
 (イ) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生
 活室に近接して一体的に設けること。ただし、一つのユニットの利用者の定員は、
 原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。また、
 (ウ) 一の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただ
 し、(ア)ただし書の場合にある場合は、21.3平方メートル以上とすること。
 (エ) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
- イ 共同生活室 次に掲げる基準に適合すること。属するものとし、当該ユニットの
 (ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの
 利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有
 すること。
 (イ) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属する
 ユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
 (ウ) 必要な設備及び備品を備えること。
- ウ 洗面設備 次に掲げる基準に適合すること。生活室ごとに適当数設けること。
 (ア) 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
 (イ) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。
- エ 便所 次に掲げる基準に適合すること。生活室ごとに適当数設けること。
 (ア) 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
 (イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使
 用するのに適したものとすること。
- (2) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
- 9 前2項に規定するもののほか、療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期
 入所療養介護事業所の構造設備の基準は、次に掲げるとおりとする。
 (1) 廊下の幅は、1.8メートル(中廊下にある場合は、2.7メートル)以上とす

- ること。
- (2) 機能訓練室は、機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。
- (3) 消防設備その他非常災害に処するたに必要設備を設けること。
- 10 療養病床を有する診療所又は前項に規定する型指定短期入所療養介護事業所に設ける第7項に規定する浴室並びに前項に規定する廊下及び機能訓練室は、専ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用に供するものでない場合、この限りでない。
- 11 令第8項第1号イの共同生活室は、医師法施行規則第21条の4において準用する令第21条第3号イの共同生活室と定めること。
- 12 医療院を設けなければならない。所療養介護事業所には、法に規定する介護医療院に関するものに限る。)を設けなければならない。
- 第211条中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。
- 8 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うこと)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他従業者に対し、周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。
- 第216条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。
- 5 ユニット型指定短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修受講するよう努めなければならない。
- 第217条中第2号イを削る。
- 第220条中第1項を加える。
- 11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号及び第2項第2号の規定の適用については、これら規定中「切り上げる。)」とあるのは、「切り上げる。)」に0.9を乗じて得た数」とする。
- (1) 第239条において準用する第168条の2に規定する委員会において、利用者及び介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。
- アイウエオ 利用者及びケアの質の確保
特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮
緊急時の体制整備
業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器(次号において「介護機器」という。)の定期的な点検
特定施設従業者に対する研修
- (2) 介護機器を複数種類活用していること。
- (3) 利用者安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、特定施設業者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。
- 第221条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。
- 第230条の次に次の1項を加える。
- (口腔衛生の管理)
- 第230条の2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。
- 第236条第2項を同条第7項とし、同条第1項中「をいう。」の次に「以下この条において同じ。」を加え、同項の次に次の5項を加える。
- 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。
- (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、当該指定特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。
- 4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する

(6) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

(7) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第275条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。
 (2) 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売の提供に当たるときは、利用者が十分に福祉用具に関する説明を理学士、作業療法士、言語聴覚士、居宅介護支援士、医師、定居宅サービス担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体状況等を踏まえ、提案を行うこと。

第276条に次の1項を加える。
 5 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、特定福祉用具販売計画の作成後、当該指定福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

第277条第2項第1号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第4号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第275条第7号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第278条後段中「第108条第1項、第2項及び」を「第108条第2項ただし書中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、同条」に改め、「、同条第2項ただし書中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と」を削る。

第5部 熊本市に指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の1条を次のように改正する。

第66条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。
 第72条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第78条第2項第1号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第4号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第72条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第81条第3項中「場合」の次に「について」を加え、「第80条第1項に規定する基準」を「前3項に規定する基準」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定訪問リハビリテーション事業所が法第72条第1項の規定により法第41条第1項本文の指定があつたもとのとみ名称が「介護老人保健施設」である場合については、熊本県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成24年熊本県条例第72号。以下「介護老人保健施設基準条例」という。）第4条又は熊本県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成30年熊本県条例第15号。以下「介護医療院基準条例」という。）第4条に規定するものとみなすことができる。前項に規定する基準を満たすこと。

第85条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第86条第5項中「場合」の次に「について」を加え、「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

第88条第2項第1号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第85条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第95条第1項中第7号を第9号とし、第4号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の2号を加える。

(4) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

(5) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第95条第2項中第7号を第9号とし、第3号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第95条第3項中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第97条第2項第1号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第95条第1項第5号、同条第2項第4号及び同条第3項第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第138条第4項中「場合」の次に「について」を加え、「第3項」を「第4項」に、「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 指定通所リハビリテーション事業所が法第72条第1項の規定により法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設基準条例第4条又は介護医療院基準条例第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第141条中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第142条第6項中「場合」の次に「について」を加え、「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したりハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならぬ。

第147条第2項第1号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第141条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第193条第1項第1号中「熊本県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成24年熊本県条例第72号）」を「介護老人保健施設基準条例」に改め、同項第4号中「熊本県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の

基準に関する条例（平成24年熊本県条例第72号）」を「介護老人保健施設基準条例」に改め、同項第4号中「熊本県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の

基準に関する条例（平成24年熊本県条例第72号）」を「介護老人保健施設基準条例」に改め、同項第4号中「熊本県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の

基準に関する条例（平成24年熊本県条例第72号）」を「介護老人保健施設基準条例」に改め、同項第4号中「熊本県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の

基準に関する条例（平成24年熊本県条例第72号）」を「介護老人保健施設基準条例」に改め、同項第4号中「熊本県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の

基準に関する条例（平成24年熊本県条例第72号）」を「介護老人保健施設基準条例」に改め、同項第4号中「熊本県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の

基準に関する条例（平成24年熊本県条例第72号）」を「介護老人保健施設基準条例」に改め、同項第4号中「熊本県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の

基準に関する条例（平成24年熊本県条例第72号）」を「介護老人保健施設基準条例」に改め、同項第4号中「熊本県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の

準に関する条例（平成30年熊本県条例第15号）」を「介護医療院基準条例」に改める。

（熊本県に定める介護予防サービス等の一覧を改定する。）

第6条（熊本県に定める介護予防サービス等の一覧を改定する。）を削る。次に「（以下この条において単に「重要事項」といふ。）を「重要事項」に改め、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第59条第4号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第61条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第87条第1号中「第2条」を「第2条第1項」に改め、「担当職員」の次に「及び同条第2項に規定する介護支援専門員」を、「指定介護予防サービス等をいう。」の次に「第253条第4号及び第267条第3号において同じ。」を加える。

第133条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第139条第1項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」といふ。）を「身体的拘束等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のため、次の事項について、委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第142条第2項中「第2条」を「第2条第1項」に改め、「担当職員」の次に「及び同条第2項に規定する介護支援専門員」を加える。

第143条の次に次の1項を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）の設置）

第143条の2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するために開催しなければならない。

第144条第2項各号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第160条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第170条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第176条第1項第2号を削り、同項第3号中「（前号に該当するものを除く。）」を「前号に該当するものを除く。」に改め、「及び入居患者」を削り、同項第2号を削り、同項第4号を削り、同項第5号を削り、同項第2号とする。

第177条第1項第2号を削り、同項第3号中「（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）」を削り、同項第2号とし、同項第4号を削り、同項第3号とする。

第4号とし、同条第2項中「前項第3号及び第4号」を「前項第2号及び第3号」に、「前項に」を「同項に」に改める。

第178条中「、診療所」を「又は診療所」に改め、「又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定により

な 4 第 1 掲げる (1) (2) (3) 第 1 8 2 條 第 2 号 中 「若しくは老人規定の施設を有する施設及び」

3 掲げる (1) (2) (3) 第 1 8 2 條 第 2 号 中 「若しくは老人規定の施設を有する施設及び」

第 1 8 2 條 第 2 号 中 「若しくは老人規定の施設を有する施設及び」

第 1 8 2 條 第 2 号 中 「若しくは老人規定の施設を有する施設及び」

第 1 8 2 條 第 2 号 中 「若しくは老人規定の施設を有する施設及び」

第 1 8 2 條 第 2 号 中 「若しくは老人規定の施設を有する施設及び」

第 1 8 2 條 第 2 号 中 「若しくは老人規定の施設を有する施設及び」

第 1 8 2 條 第 2 号 中 「若しくは老人規定の施設を有する施設及び」

第 1 8 2 條 第 2 号 中 「若しくは老人規定の施設を有する施設及び」

第 1 8 2 條 第 2 号 中 「若しくは老人規定の施設を有する施設及び」

第 1 8 2 條 第 2 号 中 「若しくは老人規定の施設を有する施設及び」

第 1 8 2 條 第 2 号 中 「若しくは老人規定の施設を有する施設及び」

- 7 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所には、前項に規定する浴室設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めることとする。
- 8 (1) エこと。ア病室次に掲げる基準に適合すること。ただし、利用者への指定介護予防短期入所療養介護の提供が困難な場合は、2人当りのユニットの利用者の定員は、居室に近接して一体的に設けられ、10人以上、15人以上、16.5平方メートル以上とする。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とする。イ共同生活室次に掲げる基準に適合すること。当該ユニットの属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。イ(ア)ユニットの共用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。ウ洗面設備次に掲げる基準に適合すること。イ(ア)病室ごとに設けること。イ(イ)身体の不自由な者が使用するものに適用すること。イ(ア)病室ごとに設けること。イ(イ)ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するものに適用すること。
- 9 (2) 浴室身体の不自由な者が入浴するのに適したものであること。前2項に規定するものほかに、療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の構造設備の基準は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 廊下の幅は、1.8メートル(中廊下にあつては、2.7メートル)以上とする。
- (2) 機能訓練室は、機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。
- (3) 消防設備その他非常災害に対処するために必要な設備を設けること。
- 10 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所に設ける第7項に規定する浴室並びに前項に規定する廊下及び機能訓練室は、専ら当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならぬ。ただし、利用者の対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 11 同令第21条第3号の共同生活室は、医療法施行規則第21条の4において準用する同令第21条第3号の共同生活室とみなす。
- 12 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所には、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院に関する第197条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。
- 5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。
- 第198条中第2号を削り、第3号を第2号とする。
- 第206条に次の1項を加える。
- 11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号及び第2項第2号の規定の適用については、これらの規定中「切り上げる。)」とあるのは、「切り上げる。)」に0.9を乗じて得た数」とする。
- (1) 第220条において準用する第143条の2に規定する委員会において、利用者及び介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。イ利用者及びケアの質の確保
イ介護予防特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮
イ緊急時の体制整備
イ業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器(次号において「介護機器」という。)の定期的な点検
イ介護予防特定施設従業者に対する研修
- (2) 介護機器を複数種類活用していること。
- (3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、

しては、病院に限る。複数の医療機関に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。各号の要件を満たすこととする。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該介護老人保健施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護老人保健施設の医師又は協力医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の原則として受け入れられること。

第34条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

2 介護老人保健施設は、1年に1回以上、前項の規定により定める協力医療機関との間で、当該協力医療機関の名称等を、知事届出しなければならぬ。

3 平成10年法律第14号(感染症予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(次平定規に定める新設する新感染症をいう。))第8項において同条第9項に定めるように努めなければならない。

4 介護老人保健施設は、第1項の規定により定める協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合において協議を行わなければならない。

5 介護老人保健施設は、入所者が第1項の規定により定める協力医療機関その他の医師が診療を再行しないように努めなければならない。

第35条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 介護老人保健施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第40条の2の全委員会の設置)

第40条の3の質の向上を図るため、当該介護老人保健施設における業務の効率化、介護サビスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する。

第42条第2項各号中「規定する」を「規定による」に改める。

第52条第2項第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニークな取り組みを推進する。

(熊本県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部改正)

第10条熊本県条例第15号)の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に、「病院をいう」を「医療機関をいう」に改める。

第26条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第33条第2項中「又は」を「及び」に改め、同条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に改める。

第34条第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第3号の要件を満たす協力医療機関)において、

(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該介護老人保健施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護老人保健施設の医師又は協力医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の原則として受け入れられること。

第34条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

2 介護老人保健施設は、1年に1回以上、前項の規定により定める協力医療機関との間で、当該協力医療機関の名称

るス9ビ0)新、運に(条)を6老設おの条す設第
すビ第一9む)び準項326む)9場合2護施に設準用施第
一、サ1含む)及基32含9場第介社条施基準用(規
にサ宅第を3む備の第1を1る場第介社条施基準用(規
準宅9居、合第含設法4第例第す及指人5保施い人い)の
基新8新3場条を、方の、場例用条県老第人健おのとむ
の(新第3の3合員の方の、場例用条県老第人健おのとむ
営(第103用2の支59用基い2の定準介老4医療例を
運項条03用2の支59用基い2の定準介老4医療例を
び3978準第す業な第第準等お第後指基県護5護準場
及第711てび用事的)条、てスに例正新設本介第5護準場
備第4第11てび用事的)条、てスに例正新設本介第5護準場
設4、3条、)お)て等効う5お17準る下社「施熊新例県用
、3条、)お)て等効う5お17準る下社「施熊新例県用
員第38)に。い)の8にサ3基よ(以福後下準熊医療準
人)64む8合に「た」2予第ス定例老改(設後介
の)第1含1を条サの例条6護びビ規條護る例施正新お
業う、第を2合8防防条51介及一の介よ條健改「に
事い、第を2合8防防条51介及一の介よ條健改「に
の)第1含1を条サの例条6護びビ規條護る例施正新お
等)56る条す第介介等、条条2予第に新規関老に(以5
「例第3す準用び定るス条準42護、準(の)に護定例第5
一準第7、てスい7本等サ第1、(新)の39基新の規條例
サ第7、てスい7本等サ第1、(新)の39基新の規條例
宅等4条いお6熊ス防例ビ)項含運条、営項0条す準
居第6お1に2のビ予防例ビ)項含運条、営項0条す準
定、1にサ条第後一護予サ一第4含第3をび5)運31に院
指一41条宅0例正サ介基防7を条場備第む)に第第準療
県サの第3居5条改防新等予1合9る設)含並びの基医
本宅条、8新2準る予「ス護第場4す)を備3並営の護
熊居2条1(第基よ護下「介、る2用員、)合設第3並営の護
の)新44第条び等に介以一新3す第準人い場び)運(新
後「第1例6及ス定定(サ一新3す第準人い場び)運(新
正下例1条0条び規指例防サ(の)用びての)とる及)に
改以条第29一のに条予57て)お施例用施い)含並び第3
る(準、基第3サ条びる護予146い)に社条準)と合設第3
よ例基条等、2宅6並ず介護予146い)に社条準)と合設第3
に条等8ス条第居第営関新第第1におむ)含5人基い人例る及35

3 (身)施(新)防第(新)適(利)す
項(新)防第(新)適(利)す
(身)施(新)防第(新)適(利)す
(身)施(新)防第(新)適(利)す

4 護老第(新)新0(新)老用例
護老第(新)新0(新)老用例
護老第(新)新0(新)老用例
護老第(新)新0(新)老用例

5 及規(協)施1の(老)準中
及規(協)施1の(老)準中
及規(協)施1の(老)準中
及規(協)施1の(老)準中

6 1の(老)準中
1の(老)準中
1の(老)準中
1の(老)準中

2の(老)準中
2の(老)準中
2の(老)準中
2の(老)準中

3の(老)準中
3の(老)準中
3の(老)準中
3の(老)準中

4の(老)準中
4の(老)準中
4の(老)準中
4の(老)準中

5の(老)準中
5の(老)準中
5の(老)準中
5の(老)準中

6の(老)準中
6の(老)準中
6の(老)準中
6の(老)準中

7の(老)準中
7の(老)準中
7の(老)準中
7の(老)準中

8の(老)準中
8の(老)準中
8の(老)準中
8の(老)準中

9の(老)準中
9の(老)準中
9の(老)準中
9の(老)準中

10の(老)準中
10の(老)準中
10の(老)準中
10の(老)準中

11の(老)準中
11の(老)準中
11の(老)準中
11の(老)準中

12の(老)準中
12の(老)準中
12の(老)準中
12の(老)準中

13の(老)準中
13の(老)準中
13の(老)準中
13の(老)準中

14の(老)準中
14の(老)準中
14の(老)準中
14の(老)準中

15の(老)準中
15の(老)準中
15の(老)準中
15の(老)準中

16の(老)準中
16の(老)準中
16の(老)準中
16の(老)準中

17の(老)準中
17の(老)準中
17の(老)準中
17の(老)準中

18の(老)準中
18の(老)準中
18の(老)準中
18の(老)準中

19の(老)準中
19の(老)準中
19の(老)準中
19の(老)準中

20の(老)準中
20の(老)準中
20の(老)準中
20の(老)準中

21の(老)準中
21の(老)準中
21の(老)準中
21の(老)準中

22の(老)準中
22の(老)準中
22の(老)準中
22の(老)準中

23の(老)準中
23の(老)準中
23の(老)準中
23の(老)準中

24の(老)準中
24の(老)準中
24の(老)準中
24の(老)準中

25の(老)準中
25の(老)準中
25の(老)準中
25の(老)準中

26の(老)準中
26の(老)準中
26の(老)準中
26の(老)準中

27の(老)準中
27の(老)準中
27の(老)準中
27の(老)準中

28の(老)準中
28の(老)準中
28の(老)準中
28の(老)準中

29の(老)準中
29の(老)準中
29の(老)準中
29の(老)準中

30の(老)準中
30の(老)準中
30の(老)準中
30の(老)準中

31の(老)準中
31の(老)準中
31の(老)準中
31の(老)準中

32の(老)準中
32の(老)準中
32の(老)準中
32の(老)準中

33の(老)準中
33の(老)準中
33の(老)準中
33の(老)準中

34の(老)準中
34の(老)準中
34の(老)準中
34の(老)準中

35の(老)準中
35の(老)準中
35の(老)準中
35の(老)準中

36の(老)準中
36の(老)準中
36の(老)準中
36の(老)準中

37の(老)準中
37の(老)準中
37の(老)準中
37の(老)準中

38の(老)準中
38の(老)準中
38の(老)準中
38の(老)準中

39の(老)準中
39の(老)準中
39の(老)準中
39の(老)準中

40の(老)準中
40の(老)準中
40の(老)準中
40の(老)準中

41の(老)準中
41の(老)準中
41の(老)準中
41の(老)準中

42の(老)準中
42の(老)準中
42の(老)準中
42の(老)準中

43の(老)準中
43の(老)準中
43の(老)準中
43の(老)準中

44の(老)準中
44の(老)準中
44の(老)準中
44の(老)準中

45の(老)準中
45の(老)準中
45の(老)準中
45の(老)準中

46の(老)準中
46の(老)準中
46の(老)準中
46の(老)準中

47の(老)準中
47の(老)準中
47の(老)準中
47の(老)準中

48の(老)準中
48の(老)準中
48の(老)準中
48の(老)準中

49の(老)準中
49の(老)準中
49の(老)準中
49の(老)準中

50の(老)準中
50の(老)準中
50の(老)準中
50の(老)準中

51の(老)準中
51の(老)準中
51の(老)準中
51の(老)準中

52の(老)準中
52の(老)準中
52の(老)準中
52の(老)準中

53の(老)準中
53の(老)準中
53の(老)準中
53の(老)準中

54の(老)準中
54の(老)準中
54の(老)準中
54の(老)準中

55の(老)準中
55の(老)準中
55の(老)準中
55の(老)準中

56の(老)準中
56の(老)準中
56の(老)準中
56の(老)準中

57の(老)準中
57の(老)準中
57の(老)準中
57の(老)準中

58の(老)準中
58の(老)準中
58の(老)準中
58の(老)準中

59の(老)準中
59の(老)準中
59の(老)準中
59の(老)準中

60の(老)準中
60の(老)準中
60の(老)準中
60の(老)準中

61の(老)準中
61の(老)準中
61の(老)準中
61の(老)準中

62の(老)準中
62の(老)準中
62の(老)準中
62の(老)準中

63の(老)準中
63の(老)準中
63の(老)準中
63の(老)準中

64の(老)準中
64の(老)準中
64の(老)準中
64の(老)準中

65の(老)準中
65の(老)準中
65の(老)準中
65の(老)準中

66の(老)準中
66の(老)準中
66の(老)準中
66の(老)準中

67の(老)準中
67の(老)準中
67の(老)準中
67の(老)準中

68の(老)準中
68の(老)準中
68の(老)準中
68の(老)準中

69の(老)準中
69の(老)準中
69の(老)準中
69の(老)準中

70の(老)準中
70の(老)準中
70の(老)準中
70の(老)準中

71の(老)準中
71の(老)準中
71の(老)準中
71の(老)準中

72の(老)準中
72の(老)準中
72の(老)準中
72の(老)準中

73の(老)準中
73の(老)準中
73の(老)準中
73の(老)準中

74の(老)準中
74の(老)準中
74の(老)準中
74の(老)準中

75の(老)準中
75の(老)準中
75の(老)準中
75の(老)準中

76の(老)準中
76の(老)準中
76の(老)準中
76の(老)準中

77の(老)準中
77の(老)準中
77の(老)準中
77の(老)準中

78の(老)準中
78の(老)準中
78の(老)準中
78の(老)準中

79の(老)準中
79の(老)準中
79の(老)準中
79の(老)準中

80の(老)準中
80の(老)準中
80の(老)準中
80の(老)準中

81の(老)準中
81の(老)準中
81の(老)準中
81の(老)準中

82の(老)準中
82の(老)準中
82の(老)準中
82の(老)準中

83の(老)準中
83の(老)準中
83の(老)準中
83の(老)準中

84の(老)準中
84の(老)準中
84の(老)準中
84の(老)準中

85の(老)準中
85の(老)準中
85の(老)準中
85の(老)準中

86の(老)準中
86の(老)準中
86の(老)準中
86の(老)準中

87の(老)準中
87の(老)準中
87の(老)準中
87の(老)準中

88の(老)準中
88の(老)準中
88の(老)準中
88の(老)準中

89の(老)準中
89の(老)準中
89の(老)準中
89の(老)準中

90の(老)準中
90の(老)準中
90の(老)準中
90の(老)準中

91の(老)準中
91の(老)準中
91の(老)準中
91の(老)準中

92の(老)準中
92の(老)準中
92の(老)準中
92の(老)準中

93の(老)準中
93の(老)準中
93の(老)準中
93の(老)準中

94の(老)準中
94の(老)準中
94の(老)準中
94の(老)準中

95の(老)準中
95の(老)準中
95の(老)準中
95の(老)準中

96の(老)準中
96の(老)準中
96の(老)準中
96の(老)準中

97の(老)準中
97の(老)準中
97の(老)準中
97の(老)準中

98の(老)準中
98の(老)準中
98の(老)準中
98の(老)準中

99の(老)準中
99の(老)準中
99の(老)準中
99の(老)準中

100の(老)準中
100の(老)準中
100の(老)準中
100の(老)準中

熊本県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

令和6年3月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第9号

熊本県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例を廃止する条例

熊本県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年熊本県条例第73号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

熊本県女性相談センター条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第10号

熊本県女性相談センター条例等の一部を改正する条例

（熊本県女性相談センター条例の一部改正）

第1条 熊本県女性相談センター条例（昭和39年熊本県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第1条中「売春防止法（昭和31年法律第118号）第34条第1項」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号。以下「法」という。）

第9条第1項」に、「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に改める。

第3条第1項中「性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある女子（以下「要保護女子」という。）の保護更生」を「困難な問題を抱える女性（法第2条に規定する困難な問題を抱える女性をいう。以下同じ。）への支援」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に心づくこと又は法第11条第1項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

(2) 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性がその家族を同伴する場合にあつては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第5号まで及び第4条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

(3) 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他必要な援助を行うこと。

(4) 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

(5) 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けられることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

第3条第2項を削る。

第4条中「要保護女子」を「困難な問題を抱える女性」に改める。

（熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部改正）

第2条 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成11年熊本県条例第58号）の一部を次のように改正する。

別表第66号事務の欄中「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に、「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改める。

（熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例の一部改正）

第3条 熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例（平成16年熊本県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「売春防止法（昭和31年法律第118号）」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）」に、「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に、「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改める。

（熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第4条 熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年熊本県条例第75号）の一部を次のように改正する。

第43条中「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に改める。

第117条第2項中「婦人相談員」を「女性相談支援員」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第11号

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例
(熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第1条 熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年熊本県条例第75号)の一部を次のように改正する。

目次中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に、「第11章 医療型児童発達支援センター(第91条-第95条)」を「第11章 削除」に、「第15章 雑則(第119条)」を「第15章 里親支援センター(第119条-第124条)」に改める。

第5条の3第1項及び第14条第1項中「及び児童家庭支援センター」を「、児童家庭支援センター及び里親支援センター」に改める。

第27条第5項中「精神保健福祉士」を「社会福祉士若しくは精神保健福祉士」に改める。

第29条第1項第4号ア中「第13条第3項第2号」を「第13条第3項第3号」に改める。

第32条中「及び」を「について、年齢、発達の状況その他の当該乳幼児の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、当該乳幼児の意見又は意向、当該乳幼児や」に改める。

第34条中「児童家庭支援センター」の次に「、里親支援センター」を加える。

第40条中「及び」を「について、年齢、発達の状況その他の当該母子の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、当該母子それぞれの意見又は意向、当該母子や」に改める。

第43条中「児童家庭支援センター」の次に「、里親支援センター」を加える。

第59条第3項中「精神保健福祉士」を「社会福祉士若しくは精神保健福祉士」に改める。

第64条中「及びその家庭の状況等を勘案し」を「について、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情にその家庭の状況等を勘案して」に改める。

第67条中「児童家庭支援センター」の次に「、里親支援センター」を加える。

第68条第6項第2号及び第7項第2号中「訓練室」を「支援室」に改め、同条第8項中「肢体不自由」の次に「(法第6条の2の2第2項に規定する者をいう。以下同じ)」を加え、同項第1号中「訓練室」を「支援室」に改め、同項第2号中「屋外訓練場」を「屋外遊戯場」に改める。

第69条第22項中「心理指導を」を「心理支援を」に、「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改め、同条第23項中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改める。

第78条第1項第2号中「訓練室」を「支援室」に改め、同条第3項第1号中「屋外訓練場」を「屋外遊戯場」に改め、同項第3号中「訓練」を「支援」に改める。

第79条第6項第6号中「心理指導」を「心理支援」に改める。

第10章の章名を次のように改める。

第10章 児童発達支援センター

第84条第1項中「福祉型児童発達支援センター(主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。第3号において同じ。)」を「児童発達支援センター」に改め、同項第1号「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同項第3号「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同項第8号を同項第9号とし、同項第7号の次に次の1号を加える。

(8) 静養室

第84条第3項から第5項までを削り、同条第2項中「前項第1号及び第2号」を「第1項第1号及び第2号」に改め、「(主として難聴児を中通指導訓練室を」を「児童発達支援センター」に改め、同項第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項各号(第4号を除く。)に掲げる設備のほか、肢体的不自由のある児童に対して治療を行う児童発達支援センターには、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けなければならない。

第85条第1項中「福祉型児童発達支援センター(主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主に重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センター)」を「児童発達支援センター」に改め、同条第2項、第3項及び第6項において同じ。」を「児童発達支援センター」に改め、同条第3項中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同項第2号中「第10項第2号において同じ。」を削り、同条第8項から第20項までを削り、同条第21項中「第92条第2項において同じ。」を削り、同条第8項から第20項までを削り、同条第21項中「第92条第2項において同じ。」を削り、「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同項第9項とし、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「(主として知的障害のあ

- る児童を通過せしめ、福祉型児童発達支援センターの嘱託医に限る。)」を削り、同項を同
 第5項と通し、同条第3項の発達支援センターは、肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合は、第1
 4項各号(第1号を除く。)に掲げる職員に加えて、医療法に規定する診療所として必
 要な職員を配置しなければならない。
 第86条から第88条までの規定中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支
 援センター」に改める。
 第89条を次のように改める。
 第89条を削除
 第90条を次のように改める。
 (心理学的及び精神医学的診査)
 第90条 児童発達支援センターは、児童に対して心理学的及び精神医学的診査を行う
 場合は、児童の福祉に有害なる実験に及んではない。
 第11章を次のように改める。
 第11章 削除
 第91条から第95条まで 削除
 第97条第6項中「精神保健福祉士」を「社会福祉士若しくは精神保健福祉士」に改
 める。
 第100条中「及びその家庭の状況等を勘案し」を「について、年齢、発達の状況そ
 の他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、当該児童の意見
 又は意向、当該児童やその家庭の状況等を勘案して」に改める。
 第103条中「児童家庭支援センター」の次に「、里親支援センター」を加える。
 第105条第3項中「精神保健福祉士」を「社会福祉士若しくは精神保健福祉士」に
 改める。
 第110条中「個々の児童について、児童及びその家庭の状況等を勘案し」を「児童
 について、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をと
 ることにより、当該児童の意見又は意向、当該児童やその家庭の状況等を勘案して」に
 改める。
 第113条中「児童家庭支援センター」の次に「、里親支援センター」を加える。
 第119条を第125条とする。
 第15章を第16章とし、第14章の次に次の1章を加える。
 第15章 里親支援センター
 (設備の基準)
 第119条 里親支援センターには、事務室、相談室等の里親及び里親に養育される児
 童並びに里親になろうとする者(以下「里親等」という。)が訪問できる設備その他
 事業を実施するために必要な設備を設けなければならない。
 (従業者の配置の基準等)
 第120条 里親支援センターに配置しなければならない従業者は、次に掲げるとおり
 とする。
 (1) 里親制度等普及促進担当者
 (2) 里親等支援員
 (3) 里親研修等担当者
 2 前項第1号に掲げる里親制度等普及促進担当者は、次の各号のいずれかに該当する
 者でなければならない。
 (1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者
 (2) 里親として5年以上の委託児童(法第27条第1項第3号の規定により里親に
 委託された児童をいう。以下この条及び次条において同じ。)の養育の経験を有す
 る者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等(児童福祉法施行規則第1条の10
 に規定する養育者等をいう。以下この条及び次条において同じ。)若しくは児童養
 護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童
 の養育に5年以上従事した者であつて、里親制度その他の児童の養育に必要な制度
 への理解及びソーシャルワークの視点を有する者
 (3) 里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進及び新たに里親になるこ
 とを希望する者の開拓に関して、知事が前2号に該当する者と同等以上の能力を有
 すると認める者
 3 第1項第2号に掲げる里親等支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなけれ
 ばならない。
 (1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者
 (2) 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童
 養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児
 童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であつて、里親制
 度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する
 者
 (3) 里親等への支援の実施に関して、知事が前2号に該当する者と同等以上の能力
 を有すると認める者
 4 第1項第3号に掲げる里親研修等担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でな
 ければならない。
 (1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者

(2) 里親として5年以上の委託児童の養育の経験の有する者又は小規模住居型児童
 養育事業の養育者の若しくは児童の養育施設に5年以上の経験の有する者又は小規模住居型児童
 児童自立支援施設その他の児童の養育に必要とする者へ研修の実施に関して、知事が前2号に該当

(3) 里親及び里親以上の能力を有する者とする者へ研修の実施に関して、知事が前2号に該当
 する者と同様以上の能力を有すると認める者

第121条第4項に規定する第3号の委託児童の養育の経験の有する者又は小規模住居型児童
 センター法第13条第3号の委託児童の養育に必要とする者へ研修の実施に関して、知事が前2号に該当
 する者と同様以上の能力を有すると認める者

(1) 里親として5年以上の委託児童の養育の経験の有する者又は小規模住居型児童
 (2) 里親として5年以上の委託児童の養育に必要とする者へ研修の実施に関して、知事が前2号に該当
 する者と同様以上の能力を有すると認める者

(3) 知事が前2号に該当する者と同様以上の能力を有すると認める者

第122条第3号の規定による小規模住居型児童の養育に必要とする者へ研修の実施に関して、知事が前2号に該当
 する者と同様以上の能力を有すると認める者

第123条第3号の規定による小規模住居型児童の養育に必要とする者へ研修の実施に関して、知事が前2号に該当
 する者と同様以上の能力を有すると認める者

第124条第3号の規定による小規模住居型児童の養育に必要とする者へ研修の実施に関して、知事が前2号に該当
 する者と同様以上の能力を有すると認める者

第2条第2号を次のように改める。
 (2) 法第43条に規定する児童発達支援センター

第2条第3号を削る。
 (熊本県看護師等修学資金貸与条例の一部改正)

第3条第1項第1号ア(イ)中「第6条の2の2第3項」を「第7条第2項」に改め、
 同号ア(ク)中「母子保健法(昭和40年法律第141号)第22条第2項」を「児童
 福祉法第10条の2第1項」に、「母子健康包括支援センター」を「こども家庭センタ
 ー」に改める。

(熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例の一
 部改正)

第4条熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例
 (平成16年熊本県条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号イ中「、医療型児童発達支援」を削り、同号クを同号コからシまで、
 こども家庭センター」を加え、同号クを削り、同号ケを同号クとし、同号コからシまで
 を同号ケからサまでとし、同号ス中「シまで」を「サまで」に改め、同号スを同号シと
 する。

(熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)
 第5条熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成
 24年熊本県条例第82号)の一部を次のように改正する。

「第3章 医療型児童発達支援
 第1節 基本方針(第62条)
 第2節 人員に関する基準(第63条-第64条) を「第3章 削除」
 第3節 設備に関する基準(第65条)
 第4節 運営に関する基準(第66条-第71条)」

に改める。
 第2条第2項第3号中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業
 者」に改め、同項第4号中「、第62条に規定する指定医療型児童発達支援の事業」を
 削る。

第3条(見出しを含む。)中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

第4条第2項中「医療型児童発達支援」を「児童発達支援」に改める。

第5条中の「指導及び訓練」を「支援」とし、又はこれに併せて治療(上肢、下肢又は体の機能の障害のある児童)に對して行われ、ものに限る。以下同じ。)に改める。

第7条第6項及び第7項を削り、同条第5項中「前項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項各号及び第4項に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、業医(昭和23年法律第205号)に規定する診療所として必要となる数に「第5項を「前項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「第6項第1号」を削り、同項を同条第8項と、同条第10項中「第7項まで(第1項第1号を除く。)」を「第4項まで(第1項第1号を除く。)」及び第6項」に改め、同項を同条第9項とし、同項の次に次の1項を加える。

10 第5項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることとする。

第7条第1項中「前項」を「前2項」に改める。

第8条ただし書中「同一敷地内にある他の」を「当該指定児童発達支援事業所以外の」に改める。

第10条中「指導訓練室」を「発達支援室」に、「訓練に」を「支援に」に改める。

第11条第1項第1号中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同項第8号を同項第9号とし、同項第7号の次に次の1項を加える。

(8) 静養室

第11条第2項を次のように改める。

2 前項各号(第4号を除く。)に掲げる設備のほか、治療を行う指定児童発達支援事業所は、医療(法第4号を定める診療所)を必要とする設備を設けなければならない。

第11条第3項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同項ただし書を削り、同項第4項を削り、同条第5項中「第1項各号」の次に「及び第2項」を加え、「並びに前項の静養室及び聴力検査室」を削り、同項ただし書中「場合は、」の次に「第2項に掲げる設備を除き、」を加え、同項を同条第4項とする。

第12条を削り、同条第1項中「(児童発達支援センターであるものを除く。)」を加える。

第24条第2項中「当該指定児童発達支援事業所に定める額」に改め、同項に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を指定児童発達支援に係る指定通所支援費用の基準額とする。

(1) 治療を行う場合、前号に掲げる額のほか、当該指定児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療(食事療養(健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第2項第1号に規定する食事療養をいう。)を除く。以下同じ。)に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

第25条中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

第26条第1項中「の支給」を「又は肢体不自由児通所医療費の支給」に、「の額」を「及び肢体不自由児通所医療費の額」に改める。

第27条第5項中「当該児童発達支援を利用する障害児の」を削り、同項を同条第7項とし、同条第4項中「前項の評価」を「自己評価及び保護者評価」に、「及び同項の」を削り、同条第6項中「ついで、」の次に「指定児童発達支援事業所の従事者評価」とし、同条第3項中「ついで、」の次に「(以下この条において「自己評価」という。))」を加え、「保護者」を「通所給付決定保護者(以下この条において「保護者」という。))」に改め、「保護者」による評価の次に「(以下この条において「保護者」という。))」を加え、同項を同条第5項とし、同条第2項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援(治療に係る部分を除く。以下この条及び次条において同じ。)の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に配慮する領域を含む総合的な支援を行うものとする。

第27条第1項の次に次の1項を加える。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

第27条の次に次の2項を加える。

第27条の2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援のプログラム(前条第4項に規定する領域と関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。)を策定し、インターネットの利用その他の方法に

に「障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、第21条の次に次の1条を加える。

(移行支援計画の作成等)

第21条の2 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、児童発達支援管理責任者に移行支援計画の作成に關する業務を担わせ、その管理も行うものとする。

2 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、自立した日常生活を営むことのできるよう、自立的な生活への移行についで必要な支援内容を検討しなければならない。

3 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、障害児が福祉サビスその他、自立した日常生活又は社会生活への移行に必要となる取組、当該支援を提示する上での留意事項その他必要な事項を記載した移行支援計画の原案を作成しなればならない。

4 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成後、移行支援計画の実施状況の把握(障害児につき継続的、なアセスメントを含む。)を行うとともに、障害児について、必要に応じて移行支援計画の見直しを行う。

5 前条第3項及び第5項から第7項までの規定は、第2項に規定する移行支援計画の作成について準用する。

6 前条第3項、第5項から第7項まで及び第9項並びに第2項及び第3項の規定は、第4項に規定する移行支援計画の変更について準用する。

第22条に次の1項を加える。

2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活を営むことのできるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできるだけ尊重するよう努めなければならない。

第25条の見出し並びに同条第1項及び第3項から第5項までの規定中「指導、訓練等」を「支援」に改める。

3 指定福祉型障害児入所施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に關する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定医療機関と協定する(次項において「第二種協定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型コロナウイルス感染症、同条第8項に規定する新生児感染等)の発生時等の対応をとり、必要に応じて協定する(次項において「第二種協定医療機関」という。)との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

4 指定福祉型障害児入所施設は、協定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第46条第1項中「第5条第18項」を「第5条第19項」に改める。

第52条第1項第5号中「心理指導」を「心理支援」に改める。

第53条第1項第2号中「訓練室」を「支援室」に改め、同条第2項第2号ア中「屋外訓練場」を「屋外遊戯場」に改め、同号ウ中「指導」を「支援」に改める。

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第5条中熊本県指定通所支援の事業等の人、設備及び運営の基準等に関する条例第50条第1項の改正規定及び第6条中熊本県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第46条第1項の改正規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第104号)附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年法律第66号)以下「一部改正法」という。)附則第11条の規定により一部改正法第2条の規定による改正後の児童福祉法(昭和三十二年法律第164号。次項において「新児童福祉法」という。)第43条に規定する児童発達支援センターを設置しているものについては、第1条の規定による改正後の熊本県児童福祉施設等の設置及び運営の基準等に関する条例(以下「新児童福祉施設基準条例」という。)第84条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることとする。

3 センターの設置に關して第11条の規定により新児童福祉法第43条に規定する児童発達支援センターの設置にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることとする。

4 この条例の施行の際に現に設置されている第1条の規定による改正前の熊本県児童福祉施設等の設置及び運営の基準等に関する条例(次項において「旧児童福祉施設基準条例」という。)第84条第4項に規定する主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び同条第5項に規定する主として

援セエンターにっのついで、は、新児童福祉施設基準条例第84条の規定にかかわらず、当分の
 5 間、お従前の施行例に基き、この条例施行期に於ては、現に設置されている児童福祉施設基準条例第84条の規定にかかわらず、当分の
 6 定す主として基き、この条例施行期に於ては、現に設置されている児童福祉施設基準条例第84条の規定にかかわらず、当分の
 7 福前のこの条例施行期に於ては、現に設置されている児童福祉施設基準条例第84条の規定にかかわらず、当分の
 8 例にお金を貸す。この条例施行期に於ては、現に設置されている児童福祉施設基準条例第84条の規定にかかわらず、当分の
 9 所支の業等、この条例施行期に於ては、現に設置されている児童福祉施設基準条例第84条の規定にかかわらず、当分の
 10 正後「新」の指の定、この条例施行期に於ては、現に設置されている児童福祉施設基準条例第84条の規定にかかわらず、当分の
 11 日まこの指の定、この条例施行期に於ては、現に設置されている児童福祉施設基準条例第84条の規定にかかわらず、当分の
 12 るにこの指の定、この条例施行期に於ては、現に設置されている児童福祉施設基準条例第84条の規定にかかわらず、当分の
 13 9 すし準の例にこの指の定、この条例施行期に於ては、現に設置されている児童福祉施設基準条例第84条の規定にかかわらず、当分の
 14 0 定すし準の例にこの指の定、この条例施行期に於ては、現に設置されている児童福祉施設基準条例第84条の規定にかかわらず、当分の
 15 1 1 5 9 含む。第27条の2

熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
 令和6年3月11日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第12号

熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例
 (熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)
 第1条 熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年熊本県条例第76号)の一部を次のように改正する。
 目次中「第149条の4」を「第149条の5」に改める。
 第2条 第2項第6号中「、指定通所支援基準条例第62条に規定する指定医療型児童発達支援の事業」を削る。
 第7条 ただし書中「同一敷地内にある他の」を「当該指定居宅介護事業所以外の」に改める。
 第26条 第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。
 (2) 指定居宅介護の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができないよう、利用者の意思、決定の支援に配慮すること。同居の家族並びに当該利用者又は障害児の保護者(以下「利用者」という。)又は指定障害児相談支援(昭和22年法律第164号)第24条の2第2項に規定する指定障害児相談支援(昭和中「居宅介護計画(以下「指」を「第1項の居宅介護計画の作成後」に改める。
 第31条 第1項を加える。
 4 サービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定するに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。
 第40条 第4項中「に

(3) 共生型自立訓練(機能訓練)の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(機能訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第150条中「基準該当障害福祉サービス(」の次に「第150条の3に規定する病院等基準該当自立訓練(機能訓練)を除く。」を「加え、同条第1号中「指定通所介護」の次に「又は指定通所介護」を加え、同条第2号中「機能訓練室」の次に「又は指定通所介護」を加え、同条第3号中「指定通所介護」を加える。

第150条の2の次に次の1条を加える。

(病院又は診療所における基準該当障害福祉サービス(自立訓練)に関する基準)

第150条の3 地域において自立訓練(機能訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(機能訓練)を受けると困難な障害者に対して病院又は診療所(以下「病院等基準該当自立訓練(機能訓練)事業者」という。)が行う自立訓練(機能訓練)に係る基準該当障害福祉サービス(以下この条において「病院等基準該当自立訓練(機能訓練)」とする。)に関する病院等基準該当自立訓練(機能訓練)事業者が満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 病院等基準該当自立訓練(機能訓練)を行う事業所(次号において「病院等基準該当自立訓練(機能訓練)事業所」という。)の専用の部屋等の面積を、病院等基準該当自立訓練(機能訓練)を受ける利用者の数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

(2) 病院等基準該当自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、管理者及び次のア又はイに掲げる場合の区分に応じて当該ア又はイに掲げる基準を満たす人員を配置していること。

ア 利用者の数が10人以下の場合 専ら当該病院等基準該当自立訓練(機能訓練)の提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が1以上確保されていること。

イ 利用者の数が10人を超える場合 専ら当該病院等基準該当自立訓練(機能訓練)の提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を10で除した数以上確保されていること。

(3) 病院等基準該当自立訓練(機能訓練)を受け利用する利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(機能訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第159条中「同条第8項」を「同条第9項」に改める。

第168条第2項中「(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。)」を削る。

第172条中「同条第8項」を「同条第9項」に改める。

第190条中「第147条」の次に「、第180条第6項」を加え、「第181条第1項」を「第180条第6項中「賃金及び工賃」とあるのは「第189条第1項の工賃」と、第181条第1項」に改める。

第194条中「第147条」の次に「、第180条第6項」を加え、「第181条第1項」を「第180条第6項中「賃金及び工賃」とあるのは「第193条第1項の工賃」と、第181条第1項」に改める。

第194条の6に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われよう努めなければならない。

第194条の7中「過去3年間に平均1人以上、通常の仕事所に新たに障害福祉サービス事業者を「生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の仕事所に雇用されたもの又は障害者就業・生活支援センター」に改める。

第194条の14第1項第2号ア及びイを次のように改める。

ア サービス管理責任者が常勤である場合 次の(ア)又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に掲げる数

(ア) 利用者の数が60以下 1以上

(イ) 利用者の数が61以上 利用者の数から60を控除して得た数を60で除して得た数(その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。)に1を加えて得た数以上

イ ア以外の場合 次の(ア)又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に掲げる数

(ア) 利用者の数が30以下 1以上

(イ) 利用者の数が31以上 利用者の数から30を控除して得た数を30で除して得た数(その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。)

に1を加えて得た数以上
 第194条の14中第4項を第6項とし、第3項を第5項とし、第2項の次に次の2
 項を加える。
 3 指定自立生活援助事業者が指定地域移住支援事業者（障害者の日常生活及び社会生活に関する指
 活を総合的に支援するため、労働省令第3項に定める生活指し、（同条第2号）の指定地域移住支援事業者（障
 関する基準として受ける第一号に定める生活指し、（同条第2号）の指定地域移住支援事業者（障
 支を併せ第一号に定める生活指し、（同条第2号）の指定地域移住支援事業者（障
 指に規定する指し、（同条第2号）の指定地域移住支援事業者（障
 定に規定する指し、（同条第2号）の指定地域移住支援事業者（障
 立に規定する指し、（同条第2号）の指定地域移住支援事業者（障
 第2項に規定する指し、（同条第2号）の指定地域移住支援事業者（障
 相対する指し、（同条第2号）の指定地域移住支援事業者（障
 第194条の17を次のように改める。
 第194条の17を削除
 第194条の18の見出し中「訪問」を「訪問等」に改め、同条中「おおむね週に1
 回以上、」を「定期的に」に改め、「により、」の次に「又はテレビ電話装置等を活用
 し、」を加える。
 「第194条の20中「第60条中」を「第59条第1項中「次条第1項」とあるのは
 「自立生活援助計画」と、第60条中「同条第8項」を「同条第9項」に改める。
 次に「行い、又はこれに併せて居宅における自立した日常生活への移行及び移住後
 居に引き続き当該日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助
 助を適切かつ効果的に」を加える。
 第198条の2第3項中「援助を」の次に「行い、又はこれに併せて居宅における自
 立した日常生活への移行後の定着に必要な援助を」を加える。
 第1項の次に次項を加える。
 2 指定共同生活援助事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことが
 できるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。
 第198条の6に次の1項を加える。
 2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則
 とし、利用者が自ら意思決定することには、困難を抱える場合には、適切に利用
 者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。
 第198条の6に次の1項を加える。
 （地域との連携等）
 第198条の7 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、
 地域住民と連携し、又はその自発的な活動等に協力する等地域との交流を図らなけれ
 ばならない。
 2 指定共同生活援助事業者は、利用者が地域住民と交流できる機会を確保するよう努
 めなければならない。
 3 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者及びそ
 の家族、地域住民の代表者、協議会（テレビ電話ついで等活用して行うことができるもの
 当とする。以下この条及び第201条の10において「地域連携推進会議」という。）
 とを主催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議を開催し、必要に応じて、事業の運営に係る
 状況を報告するとともに、必要に応じて、助言等を行う機会を設けなければならない。
 4 指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほかに、おおむね1年に1回
 以上、当該地域連携推進会議の構成員が指定共同生活援助事業所を見学する機会を設
 けなければならない。
 5 指定共同生活援助事業者は、第3項の報告、要望、助言等についての記録を作成す
 るとともに、当該記録を公表しなければならない。
 6 前3項の規定は、指定共同生活援助事業者がその提供する指定共同生活援助の質に
 係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として
 知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。
 第200条の4に次の2項を加える。
 3 指定共同生活援助事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する
 法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機
 関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同

条第7項に規定する新型コロナウイルス感染症、同条第8項に規定する指定感染症
 又は取り決めるよう努める。次に掲げるものは、協定指定医療機関である場合に
 4 おいては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応につ
 いて協議を行わなければならない。
 第201条中「第76条」を削る。
 第201条の2中「入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助」を「相談
 への対応、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せ
 て行われる居室における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」に
 改める。
 第201条の3中「相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助」
 を「相談への対応、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこ
 な援助」に改める。
 第201条の10の見出しを「（地域との連携等）」に改め、同条第2項中「前項の」
 の次に「協議会等における」を加え、同項を同条第8項とし、同条第1項中「、日中サ
 ービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては」を削り、「都道府県知事」を「知
 事」に改め、「実施状況」の次に「及び第3項の報告、要望、助言等」の内容又は前項の
 6項を加える。
 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活
 援助の提供に当たっては、地域住民と連携し、又はその自発的な活動等に協力する等
 2 地域との交流を図らなければならない。
 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者が地域住民と交流できる機
 3 会を確保するよう努めなければならない。
 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活
 援助の提供に当たっては、地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、地
 4 域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、
 助言等を聴く機会を設けなければならない。
 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、
 5 おおむね1年に1回以上、当該地域連携推進会議の構成員が日中サービス支援型指定
 共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。
 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、第3項の報告、要望、助言等につ
 6 いて前3項の規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業者による日中サ
 ービス支援型指定共同生活援助の質に係る外部による評価及び当該評価の実施
 状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるもの（次項に規定するものを除
 く。）を講じている場合には、適用しない。
 第201条の11中「第76条」を削る。
 第201条の12中「相談その他の日常生活上の援助」を「相談への対応その他の日
 常生活上の援助又はこれに併せて行われる居室における自立した日常生活への移行及び
 移行後の定着に必要な援助」に改める。
 第201条の13中「及び食事の介護」を「若しくは食事の介護」に改め、「日常生
 活上の援助」の次に「又はこれに併せて行われる居室における自立した日常生活への移
 行及び移行後の定着に必要な援助」を加える。
 第201条の22中「第76条」を削る。
 第202条第1項中「、指定医療型児童発達支援事業所（指定通所支援基準条例第6
 3条に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。）」を削り、同条第2項中「、
 指定医療型児童発達支援事業所」を削る。
 第205条第1項第3号及び同条第2項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は
 言語聴覚士」に改める。
 第206条ただし書中「他の職務に従事」の次に「させ、又は当該特定基準該当障害
 福祉サービス事業所以外の事業所、施設等の職務に従事」を加える。
 第208条第1項中「同条第8項」を「同条第9項」に改める。
 第209条第1項中「第149条の4」を「第149条の5」に改める。
 附則第10項中「同条第4項」を「同条第5項」に改める。
 附則第13項及び第14項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改
 める。

第2条 熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条
 例の一部を次のように改正する。

「第9章の2 就労選択支援
 第1節 基本方針（第161条の2）
 第2節 人員に関する基準（第161条の
 第3節 設備に関する基準（第161条の
 第4節 運営に関する基準（第161条の
 第10章 就労移行支援

目次中「第10章 就労移行支援」を

3・第161条の4) に改める。
5)
6-第161条の9)

第3条第1項中「及び第7章から」を「、第8章、第9章及び第10章から」に改める。

第9章の次に次の1章を加える。

第9章の2 就労選択支援

第1節 基本方針

第161条の2 就労選択支援に係る指定障害福祉サービス(以下「指定就労選択支援」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行省令第6条の7の2に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに施行省令第6条の7の3に規定する事項の整理を行い、又はこれらに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、施行省令第6条の7の4に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第161条の3 指定就労選択支援の事業を行う者(以下「指定就労選択支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定就労選択支援事業所」という。)に有しなければならない就労選択支援員(指定就労選択支援の提供に当たるとして厚生労働大臣が定める者をいう。以下同じ。)の数は、指定就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上とする。

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第1項に規定する指定就労選択支援事業所の就労選択支援員は、専ら当該指定就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

(準用)

第161条の4 第52条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

(準用)

第161条の5 第83条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。

第4節 運営に関する基準

(実施主体)

第161条の6 指定就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービスを行う事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他これらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると知事が認める事業者でなければならない。

(評価及び整理の実施)

第161条の7 指定就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに施行省令第6条の7の3に規定する事項の整理(以下この節において「アセスメント」という。)を行うものとする。

2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、指定就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもつて、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、指定就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。

3 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができる。)を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。

4 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成したときは、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。(関係機関との連絡調整の実施)

第161条の8 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

2 指定就労選択支援事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めなければならない。

行わなければならない。
第44条を次のように改める。

第44条 削除

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第5条の規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。（経過措置）
- 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の熊下「新指定障害福祉サービス基準条例」という。）第198条の7（新指定障害福祉サービス基準条例第201条の22において準用する場合を含む。以下同じ。）及び第198条の10の規定の適用については、新指定障害福祉サービス基準条例第198条の7第2項及び第3項並びに第198条の10第2項及び第3項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、新指定障害福祉サービス基準条例第198条の7第4項及び第198条の10第4項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。
- 3 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、第3条の規定による改正後の熊下「新指定障害福祉サービス基準条例」という。）第28条の2の規定の適用については、同条第3項及び第4項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、同条第5項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。
- 4 この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間、新指定障害者支援施設基準条例第28条の3の規定の適用については、同条第1項中「選任しなければ」とあるのは「選任するよう努めなければ」と、同条第2項中「報告しなければ」とあるのは「報告するよう努めなければ」とする。
- 5 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、第6条の規定による改正後の熊本県障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（以下「新障害者支援施設基準条例」という。）第20条の2の規定の適用については、同条第3項及び第4項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、同条第5項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。
- 6 この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間、新障害者支援施設基準条例第20条の3の規定の適用については、同条第1項中「選任しなければ」とあるのは「選任するよう努めなければ」と、同条第2項中「報告しなければ」とあるのは「報告するよう努めなければ」とする。

熊本県病院及び診療所の人員、施設等の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月11日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第13号

熊本県病院及び診療所の人員、施設等の基準に関する条例の一部を改正する条例（平成24年熊本県条例第53号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第4号中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

熊本県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月11日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第14号

熊本県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例
熊本県立職業能力開発校条例（昭和44年熊本県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第6条を第12条とし、第5条の次に次の6条を加える。

(使用の許可)

第6条 別表に掲げる施設を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。
2 知事は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。

(使用の許可の基準)

第7条 知事は、前条第1項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可をしないことができる。

(1) 職業能力開発校における公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

- (2) 職業能力開発校の施設又は設備を毀損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められるとき。
- (4) その他使用させることが職業能力開発校の管理上支障があると認められるとき。（許可の取消し等）

第8条 知事は、第6条第1項の許可を受けた者（次条第1項において「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるとき、又は管理上支障があると認めるときは、当該許可を取り消し、若しくはその内容を変更し、又は使用を停止させることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づき規則に違反したとき。
- (2) この第6条第2項の規定により付された許可の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
- (4) 前条第3号に該当することとなったとき。（使用料）

第9条 使用者は、別表に定める額を使用料として納めなければならない。

2 前項の使用料は、前納とする。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（使用料の減免）

第10条 知事は、特別の事情があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

（損害賠償）

第11条 故意又は過失により職業能力開発校の施設又は設備を毀損し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第6条、第9条関係）

	区分	単位	金額
技能振興センター 実習室	全面	1時間につき	1,600円
	片面	1時間につき	800円

備考 使用する時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間とみなす。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

熊本県漁港管理条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第15号

熊本県漁港管理条例等の一部を改正する条例

（熊本県漁港管理条例の一部改正）

第1条 熊本県漁港管理条例（昭和37年熊本県条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め、「昭和25年法律第137号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第1条の2第2項、第4条第1項及び第11条第1項中「漁港漁場整備法」を「法」に改める。

第15条の2第1項中「漁港漁場整備法」を「法」に、「採取又は」を「採取若しくは」に改め、「受けた者」の次に「又は法第43条第4項に規定する認定計画実施者（法第44条第1項に規定する認定計画において法第42条第2項第2号及び第3号に掲げる事項（水面又は土地の占用に係るものに限る。）又は法第50条第1項各号に掲げる事項を定めた者に限る。）」を加え、「以下」を「以下」に改め、同項ただし書中「同法」を「法」に改める。

第20条第1項中「。以下「法」という。」を削る。

第24条中「法」を「地方自治法」に改める。

（熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部改正）

第2条 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成11年熊本県条例第58号）の一部を次のように改正する。

別表第11号事務の欄(5)中「事務」の次に「（法第43条第4項に規定する認定計画実施者に係るものを除く。）」を加える。

（熊本県一般海域管理条例の一部改正）

第3条 熊本県一般海域管理条例（平成12年熊本県条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

熊本県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。
 令和6年3月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第16号

熊本県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
 熊本県道路占用料徴収条例（昭和43年熊本県条例第16号）の一部を次のように改正する。
 別表中備考以外の部分を次のように改める。
 別表（第2条関係）

占用物件		占用料				
		単位	所在地			
			甲地	乙地	丙地	
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第一種電柱	1本につき	670	620	600	
	第二種電柱	1年	1,000	950	920	
	第三種電柱		1,400	1,300	1,200	
	第一種電話柱		600	550	540	
	第二種電話柱		960	880	860	
	第三種電話柱		1,300	1,200	1,200	
	その他の柱類		60	55	54	
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき	6	6	5
	地下に設ける電線その他の線類		1年	4	3	3
	路上に設ける変圧器	1個につき	590	540	530	
	地下に設ける変圧器	1年				
		占用面積1平方メートルにつき	360	330	320	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき	1,200	1,100	1,100	
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1年	510	460	450	
広告塔	表示面積1平方メートルにつき	2,200	830	550		
その他のもの	1年					
	占用面積1平方メートルにつき	1,200	1,100	1,100		
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき	25	23	23	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	1年	36	33	32	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		54	50	48	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		72	66	64	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		110	99	97	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		140	130	130	
	外径が0.4メートル以上0.7		250	230	230	

	メートル未満のもの						
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			360	330	320	
	外径が1メートル以上のもの			720	660	640	
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	4	3	3
			その他のもの		12	11	11
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本につき1年	960	880	860
		その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	600	550	540
			地下に設けるもの		360	330	320
	その他のもの			1,200	1,100	1,100	
法第32条第1項第4号に掲げる施設			占用面積	1,200	1,100	1,100	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	1平方メートルにつき1年	Aに0.004を乗じて得た額			
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額			
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額			
		上空に設ける通路		1,100	420	270	
		地下に設ける通路		660	250	160	
	その他のもの			1,200	1,100	1,100	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	22	8	5	
		その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	220	83	55	
令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	220	83	55	
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	2,200	830	550	
	標識		1本につき1年	960	880	860	

	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	22	8	5
		その他のもの	1本につき1月	220	83	55
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	22	8	5
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	220	83	55
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	2,200	830	550
		その他のもの		1,100	420	270
令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積	1,200	1,100	1,100
令第7条第3号に掲げる施設			1平方メートルにつき1年	Aに0.031を乗じて得た額		
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	220	83	55
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				120	110	110
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.017を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.017を乗じて得た額		
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額		
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額		
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額		
その他のもの		Aに0.025を乗じて得た額				
令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.015を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.022を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額	
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに0.022を乗じて得た額			
	その他のもの		Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額	
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.015を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.022を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		Aに0.022を乗じて得た額			
	その他のもの		Aに0.031を乗じて得た額			
令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.025を乗じて得た額			

令第7条第13号 トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	上空に設けるもの	Aに0.015を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.022を乗じて得た額	Aに0.031を乗じて得た額	Aに0.031を乗じて得た額
	令第7条第14号に掲げる施設	Aに0.031を乗じて得た額		

附 則

- この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る占用料について適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

熊本県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第17号

熊本県都市公園条例の一部を改正する条例
熊本県都市公園条例（昭和53年熊本県条例第9号）の一部を次のように改正する。
別表第1の3の表を次のように改める。

- 法第6条第1項又は第3項の規定により許可を受けて都市公園を占用するときの使用料

区分	単位	所在地及び金額			
		熊本市	上益城郡益城町	八代市	水俣市
電柱	1本1年につき	1,100円	1,000円	950円	920円
電話柱	1本1年につき	640円	600円	550円	540円
支線柱	1本1年につき	64円	60円	55円	54円
共架電線その他上空に設ける線類	1メートル1年につき	6円	6円	6円	5円
地下に設ける電線その他の線類	1メートル1年につき	4円	4円	3円	3円
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	1,300円	1,200円	1,100円	1,100円
郵便差出箱及び信書便差出箱	1個1年につき	540円	510円	460円	450円
鉄塔	1平方メートル1年につき	1,300円	1,200円	1,100円	1,100円
水道管 外径0.07メートル未満のもの	1メートル1年につき	27円	25円	23円	23円
ガス管 外径0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	1メートル1年につき	38円	36円	33円	32円
これらに類するもの 外径0.1メートル以上0.15メートル未	1メートル1年につき	58円	54円	50円	48円

満のもの						
外径0.1メートル以上0.2メートル未満のもの	1メートル1年につき	77円	72円	66円	64円	
外径0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	1メートル1年につき	120円	110円	99円	97円	
外径0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	1メートル1年につき	150円	140円	130円	130円	
外径0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	1メートル1年につき	270円	250円	230円	230円	
外径0.7メートル以上1メートル未満のもの	1メートル1年につき	380円	360円	330円	320円	
外径1メートル以上のもの	1メートル1年につき	770円	720円	660円	640円	
興行、展示会、集会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物（使用期間が1月未満のものに限る。）	1平方メートル1日につき	35円	24円	8円	5円	
興行、展示会、集会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物（使用期間が1月以上のものに限る。）	1平方メートル1日につき	32円	22円	8円	5円	
その他の物件	1平方メートル1月につき	320円	220円	83円	55円	

附 則

- この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 改正後の別表第1の3の表の規定は、この条例の施行の日以後の占有に係る使用料について適用し、同日前の占有に係る使用料については、なお従前の例による。

熊本県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和6年3月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第18号

熊本県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
熊本県流域下水道事業の設置等に関する条例（昭和63年熊本県条例第38号）の一部を次のように改正する。

題名中「流域下水道事業」を「下水道事業」に改める。
第1条中「流域下水道事業」を「公共下水道事業及び流域下水道事業」に、「流域下水道の」を「公共下水道及び流域下水道の」に改める。

第3条中「流域下水道事業」を「公共下水道事業及び流域下水道事業（以下「下水道事業」と総称する。）」に改める。

第4条中「流域下水道事業」を「下水道事業」に改め、「財務規定等」の次に「（次項において「財務規定等」という。）」を加え、「令和2年4月1日から」を削り、同条に次の1項を加える。

2 財務規定等の適用を開始する日（以下この項において「適用開始日」という。）は、次のとおりとする。

下水道事業	適用開始日
公共下水道事業	令和6年4月1日
流域下水道事業	令和2年4月1日

第5条第1項中「流域下水道事業」を「下水道事業」に改め、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 公共下水道事業の施設として設置する公共下水道の名称及び処理区域の存する市町村は、次のとおりとする。

名称	処理区域の存する市町村
熊本セミコン公共下水道	合志市 菊陽町

第6条から第8条までの規定並びに第9条第1項及び第2項第3号中「流域下水道事業」を「下水道事業」に改める。

第10条の見出し中「流域下水道」を「公共下水道及び流域下水道」に改め、同条中「第25条の30第1項において準用する同法第7条第2項に規定する条例で定める流域下水道」を「第7条第2項に規定する条例で定める公共下水道の構造の技術上の基準及び同法第25条の30第1項において準用する同法第7条第2項に規定する条例で定める流域下水道」に改める。

第14条中「流域下水道」を「公共下水道又は流域下水道」に改める。

第15条中「第25条の30第1項において準用する同法第21条第2項」を「第21条第2項（同法第25条の30第1項において準用する場合を含む。）」に改める。

第16条中「流域下水道」を「公共下水道及び流域下水道」に改める。

第17条から第19条までの規定中「流域下水道」を「公共下水道又は流域下水道」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定（「流域下水道の」を「公共下水道及び流域下水道の」に改める部分に限る。）、「第5条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に1項を加える改正規定、第10条（見出しを含む。）の改正規定及び第14条から第19条までの改正規定は、同日又は下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定による公共下水道の事業計画を定めた日のいずれか遅い日から施行する。

熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第19号

熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例
熊本県港湾管理条例（昭和41年熊本県条例第42号）の一部を次のように改正する。
別表第2中備考以外の部分を次のように改める。

別表第2（第5条、第6条関係）

区分	単位	使用料				
		所在地				
		第1級地	第2級地	第3級地	第4級地	
電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告	第一種電柱	1本につき 1年	720	670	620	600
	第二種電柱		1,100	1,000	950	920
	第三種電柱		1,500	1,400	1,300	1,200
	第一種電話柱		640	600	550	540
	第二種電話柱		1,000	960	880	860
	第三種電話柱		1,400	1,300	1,200	1,200

塔その他これらに類する工作物	その他の柱類		64	60	55	54
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	6	6	6	5
	地下に設ける線類	1年	4	4	3	3
	その他の線類					
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	630	590	540	530
	地下に設ける変圧器	使用面積1平方メートルにつき1年	380	360	330	320
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,300	1,200	1,100	1,100
	郵便差出箱及び信書便差出箱		540	510	460	450
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	3,200	2,200	830	550
その他のもの	使用面積1平方メートルにつき1年	1,300	1,200	1,100	1,100	
水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	27	25	23	23
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		38	36	33	32
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		58	54	50	48
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		77	72	66	64
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		120	110	99	97
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		150	140	130	130
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		270	250	230	230
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		380	360	330	320
	外径が1メートル以上のもの		770	720	660	640
	通路、浄化槽その他これら	上空に設ける通路	使用面積1平方メートルにつき1	1,600	1,100	420
地下に設ける通路			960	660	250	160
その他のもの			1,300	1,200	1,100	1,100

に類する施設		年					
露店、商品置場の他に類する施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	使用面積1平方メートルにつき1日	32	22	8	5	
	その他のもの	使用面積1平方メートルにつき1月	320	220	83	55	
看板、標識、旗ざお、幕及びアーチ	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	320	220	83	55
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	3,200	2,200	830	550
	標識	1本につき1年	1,000	960	880	860	
旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	32	22	8	5	
	その他のもの	1本につき1月	320	220	83	55	
幕（工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	32	22	8	5	
	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	320	220	83	55	
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	3,200	2,200	830	550	
	その他のもの		1,600	1,100	420	270	
工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設及び土石、竹木、瓦その他の工事用材料		使用面積1平方メートルにつき1月	320	220	83	55	

附 則

- この条例は、令和6年5月1日から施行する。
- 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

熊本県公立学校情報機器整備基金条例をここに公布する。

令和6年3月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公立学校情報機器整備基金条例

(設置)

第1条 県又は市町村が行う初等中等教育段階の公立学校における情報機器の整備に係る事業に要する資金を積み立てるため、熊本県公立学校情報機器整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、熊本県一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる利益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(基金の処分)

第6条 知事は、第1条の事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この条例は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに実施された第1条の事業に係る精算については、この条例の規定は、同年6月30日（同日前に当該精算が完了した場合にあっては、当該精算が完了した日）までの間は、なおその効力を有する。

3 この条例の失効の際現に基金に残余財産があるときは、当該残余財産の額に相当する金額を予算に計上して、国庫に納付するものとする。

熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和6年3月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第21号

熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和29年熊本県条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第24号作業の項を次のように改める。

第24号作業	遠隔地水上警戒作業（本土から遠隔の地にある離島の周辺の海域において海上保安庁の巡視船に乗り組んで行う警戒の作業で、人事委員会の定めるものをいう。）	1日につき 1,100円（当該作業が夜間（日没時から日出時までの時間をいう。以下この項において同じ。）に及んだとき、又は当該作業が夜間に行われたときは、当該額にその100分の50に相当する額を加算した額）
	船舶警ら等作業（船舶に乗り組んで行う作業（遠隔地水上警戒作業であるものを除く。）に限る。）	1日につき 340円

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。